

第5回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年12月1日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年12月13日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年12月13日 午前11時30分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	4 番	谷崎利浩
5 番	園田浩文	6 番	菅敏徳
7 番	市原正	8 番	森元秀一
9 番	河崎徳雄	10 番	大倉幸也
11 番	湯浅正司	12 番	田中弘子
13 番	五嶋義行	14 番	高宮正行
15 番	古澤國義	16 番	阿南誠藏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	井手明廣	20 番	藏原博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	吉良玲二
土木部長	阿部節生	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	本山英二
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	日田勝也
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	税務課長	藤井栄治
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	荒木仁
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
書記	佐藤由美		

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第72号 阿蘇市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- ② 議案第73号 阿蘇市表彰条例の一部改正について
- ③ 議案第74号 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- ④ 議案第75号 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第76号 阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第82号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第87号 平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第98号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第77号 阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について
- ② 議案第82号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第84号 平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第85号 平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第86号 平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第88号 平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第78号 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について
- ② 議案第79号 阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について
- ③ 議案第80号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について
- ④ 議案第81号 阿蘇市営住宅条例の一部改正について
- ⑤ 議案第82号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第83号 平成29年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について
(ASO田園空間博物館総合案内所)
- ⑧ 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇駅前噴水広場)
- ⑨ 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について

(阿蘇市農畜産物処理加工施設)

- ⑩ 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市神楽苑)
- ⑪ 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館)
- ⑫ 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市森の体験交流施設)
- ⑬ 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市はな阿蘇美)
- ⑭ 議案第 96 号 市道路線の廃止について
- ⑮ 議案第 97 号 市道路線の認定について
- ⑯ 議案第 99 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑰ 陳情第 1 号 住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い

日程第 2 発委第 2 号 道路事業予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の
継続に関する意見書 (案)

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長(藏原博敏君) それでは、皆さん、改めましておはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長(古木孝宏君) おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

一般質問の取り扱いにつきましては、今期定例会の一般質問の通告者は 11 名が予定されております。従いまして、一般質問を 12 月 14 日と 15 日の 2 日間において行うことといたしました。14 日は 6 名、15 日は残り 5 名を行うことと決定いたしました。

議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日の議会散会后、全員協議会を開くことといたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期の日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第72号 阿蘇市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- ② 議案第73号 阿蘇市表彰条例の一部改正について
- ③ 議案第74号 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- ④ 議案第75号 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第76号 阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第82号 平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第87号 平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第98号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第72号「阿蘇市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」他7件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。総務常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

今期、第5回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案8件であります。12月5日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものについて、ご報告いたします。

最初に、議案第72号「阿蘇市平成28年熊本地震復興基金条例の制定について」であります。

財政課長から補足説明があり、委員より「この復興基金は、関連事業であればどの事業にも充てることのできるのか。」との質疑があり、財政課長から「被災者支援についての事業が

対象となりますが、事業を各課で提案し、それを精査したうえで優先順位をつけ、早急に取り組むべき事業から予算を組み、執行していく形で考えております。今回の補正では、3本の事業、1,752万円を計上しております。」との答弁がありました。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、委員より「今回の改正で、『市職員その他これに準ずるもので20年以上勤続、精励したもの』について、功労表彰の対象から外したことは妥当だと考える。職員として業務に精励することは当然ではないか。」との意見がありました。

また、別の委員より『素行不良と認められるときは表彰を取り消すことができる』とあるが、刑を処せられること以外で、どのようなことを『素行不良』とし、また誰がそれを判断するのか。」との質疑があり、総務部長から「このような表彰関係は、『誰もが認めるもの』ということが一つの基準になるのではと考えています。しかしながら、『素行不良』につきましては、何をもって判断するのかは非常に難しく、人によって考え方は様々で違ってくると思われま。再度、内部で精査し、内規として、基準的なものを設けたいと考えます。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、本案については特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第75号「阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号「阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、本案につきましても、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査をしました。

まず、波野支所の予算について審査を行いました。支所長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「税務課」の予算について審査を行いました。委員より「新築家屋等評価業務委託料について、40棟分の委託料が増額されているが、これは地震による建て替え分と捉えていいか。」との質疑があり、資産税係長から「例年であれば新增築家屋につきまして約170～180棟が建築されていますが、震災後の住宅や倉庫の建て替え等で、本年は約300棟を見込んでおります。職員のみで評価を行っていくことは困難であることから、委託料の増額となりました。」との答弁がありました。また、委員より「経営体育成支援事業により建て替えた畜舎・倉庫等の固定資産税の課税についても、特例措置はあるのか。」との質疑があり、資産税係長

から「震災後の代替家屋の課税について、既存建物の面積までは、4年間、固定資産税の2分の1に減額するといった特例がございます。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査をしました。委員より「公共施設管理基金を積立てたあとの使い道は。」との質疑があり、財政課長から「今後、施設の老朽化による改修、取り壊しの費用、また、集約複合化施設の建設費用等に充てる財源としての基金です。」との答弁がありました。

別の委員より「地方バス運行等特別対策補助金について、本市の補助額が多いのでは。」との意見があり、財政課長から「九州産交バスが県内で走らせている路線の総経費から1kmあたりの単価を算出します。その単価を各市町村の路線の総延長数に乗じたものが、その自治体の経費となります。その経費から、自治体内での運行料の収入を差し引いた差額が補助金となります。」との答弁がありました。委員より「それでも補助額が大きいように感じる。九州産交の経費の算出方法に問題はないと考えるか。」との質疑あり、財政課長から「経費については、市町村でかかった分を個別に算出するわけではなく、総距離数で割るということで県内同一単価となります。逆に、市町村の実状で算出する方が地方にいくほど経費単価は高くなりますので、現在の算出方法が阿蘇市にとっては有利と考えます。」との答弁がありました。

別の委員より「市で管理する遊休地が多くみられるが、今回、公共施設管理基金として1億円の積立も組んであるので、それを利用し、そのような施設の利用計画、利用方針を個別に考えていくべきでは。財政課としての方針は。」との質疑があり、財政課長から「全体計画の中では、遊休地に関して、大きな方針は定めてあります。個別計画については、現在、国からも指導がっておりますので、準備を進めているところです。利用計画の目途が立たないような施設もありますが、今後、処分できるものは処分を進めていこうと考えております。」との答弁がありました。それを受け、委員より「遊休資産等を個別に売却していくなど、具体的な計画はあるのか。申し出がない限り、行政としては動かないのか。」との質疑があり、財政課長補佐から「昨年、市有地の売却に関する要綱を随意契約もできるよう変更しております。近隣の方や購入を希望される方もおられますので、今後、内部検討委員会等で遊休地の処分等の方向性が決まれば、行政としても近隣の方にお声かけをし、そこで購入希望者がいなければ、次は公売にかけるといように、手順を踏んで進めていこうと考えております。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の所管分について審査をしました。委員より「公用車用ドライブレコーダー10台程度を試験的に設置するということだが、搭載する車両の選定方法と、その結果報告はどのような形でなされるか。」との質疑があり、総務課長から「車両の選定等については、現在、検討中ではありますが、ひとつは利用頻度の高いものに設置するという。また、先進の事例では、道路等現場確認の際、例えば道路の陥没等、我々が見逃してしまうような箇所や、その場では確認ができなかった箇所を、改めて確認することができるといった副次的なケースもありますので、その辺りの配置も検討しています。また、運用上、データの管理につきましては、当然、被写体について、個人情報取り扱い等の課題も出てきますので、個

個人情報保護審査会等でもご審議いただき、的確な管理に努めていかなければと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 87 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 98 号「阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」であります。

総務課長から補足説明があり、本案につきましても特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 82 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 82 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第 72 号「阿蘇市平成 28 年熊本地震復興基金条例の制定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 72 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 73 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 73 号「阿蘇市表彰条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 73 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 74 号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 74 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号「阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 75 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号「阿蘇市法令遵守の推進に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 76 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 87 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 98 号「阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 98 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 98 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

① 議案第 77 号 阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について

② 議案第 82 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について

③ 議案第 84 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

④ 議案第 85 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

⑤ 議案第 86 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

⑥ 議案第 88 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 続きまして、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 77 号「阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について」ほか 5 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） 文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期第 5 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 6 件であります。12 月 6 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものについて、ご報告致します。

最初に、議案第 77 号「阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について」であります。

委員より「現在建設されている老人ホームに対し、市として助言や、運営方針に指摘などは可能なのか。」との質疑に担当係長より「現在建設されている老人ホームについては、社会福祉法人となり、県の所管になるため、県が指導や助言などの監査をするようになります。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第 77 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 82 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算であります。教育課長から補足説明があり、特に質疑はなく審議を終わりました。

次に、「ほけん課」の予算であります。ほけん課長から補足説明があり、特に質疑はなく審議を終わりました。

次に、「福祉課」の予算であります。委員より「ボランティア連携推進事業補助金は、医療

や育児などをテーマとした講演会に限られたものになっているのか。」との質疑に対し、課長補佐より「県の基準で認められるのは、子ども支援、親支援に関すること、日常生活支援、被災地域の自立復興に向けた人材育成支援などのテーマが対象となっており、市の判断でよいとのことで、100%基金からの補助になります。」との説明がありました。

また別の委員より「障害児通所給付費についての説明を。」との質疑があり、福祉課長より「通所給付費については、発達等に不安を抱えている子供さん方を、児童発達支援事業所に通所させ、集団生活への適応訓練や基本的な動作等の支援をするものであり、1施設定員10名程度です。これまで阿蘇市では1施設を当初計上していましたが、3施設になったことから増額となっています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算であります。委員より「共同墓地復旧支援事業費補助金として、現在計上されている金額で足りるのか、また申請により金額は変わると思うが。」との質疑に対して、市民課長から「今回計上している金額は、相談があっている分を精査し計上しております。今後、相談、申請があった場合には、その都度、補正で対応していきたいと思います。」との答弁がありました。

また別の委員から「現在相談があっている共同墓地や、集落や自治体管理の墓地とは、どのような墓地なのか。」との質疑に対し、担当係長から「相談があっている3件については、共同墓地であり、事業の対象となる案件です。墓地全体の敷地を区で管理されていたり、地域の集落で管理しているようなところが対象となり、地方公共団体、宗教法人、公益財団法人及び個人が経営主体の墓地は対象外となります。また、対象となる復旧工事については、共同墓地内の共有で使用する通路部分や擁壁等で、個人の墓地の損壊部分の修復や移設に係る費用は対象外となり、補助額は対象経費の2分の1以内で、1,000万円が上限となります。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第84号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を経た結果、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号「平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を経た結果、議案第85号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第86号「平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審議を経た結果、議案第86号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号「平成29年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「県補助金の中に、へき地診療所設備整備事業補助金とあるが、毎年このような形で補助金があるのか。」との質疑に、医療センター事務局長から「へき地診療所の指定を受けていることが前提条件にあり、医療機器の整備をする場合、県に申請を行い認められれば対象となります。今回、波野診療所においては一般X線撮影装置が平成7年の導入で22年経過しており、老朽化による更新ということで買い換えを計画しております。」との答弁がありました。

また別の委員から「9月の定例会において口腔外科開設の話があったが、その後の状況は。」との質疑に対し、医療センター事務局長から「口腔外科では、施設の改修や機器の整備に多額の費用を要することから、現在、県と補助金などの協議を行っている状況です。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、議案第88号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第77号「阿蘇市立養護老人ホーム設置条例及び阿蘇市養護老人ホーム運営検討委員会設置条例の廃止について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第82号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第84号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 85 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 86 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 88 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 88 号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。10 時 45 分より再開をいたします。暫時休憩を行います。

午前 10 時 35 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 78 号 阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について
- ② 議案第 79 号 阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について
- ③ 議案第 80 号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について

- ④ 議案第 81 号 阿蘇市営住宅条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 82 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑥ 議案第 83 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑦ 議案第 89 号 公の施設の指定管理者の指定について
(A S O 田園空間博物館総合案内所)
- ⑧ 議案第 90 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇駅前噴水広場)
- ⑨ 議案第 91 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市農畜産物処理加工施設)
- ⑩ 議案第 92 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市神楽苑)
- ⑪ 議案第 93 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館)
- ⑫ 議案第 94 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市森の体験交流施設)
- ⑬ 議案第 95 号 公の施設の指定管理者の指定について
(阿蘇市はな阿蘇美)
- ⑭ 議案第 96 号 市道路線の廃止について
- ⑮ 議案第 97 号 市道路線の認定について
- ⑯ 議案第 99 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑰ 陳情第 1 号 住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 78 号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」ほか 16 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） 経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 5 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案等 17 件であります。12 月 7 日、午後 1 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第 78 号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」であります。

委員より「団体推薦の協議会委員については、地元、阿蘇市出身の方が望ましいのでは。」との質疑があり、農政課長から「選出については各団体に選出依頼を行い、併せて、本市の地形や営農等に詳しい方を選出されるよう申し入れを行います。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 79 号「阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について」

であります。

委員より「今後、別事業へと移行されると思われるが、再度、条例等の例規整備が必要になるのか。」との質疑があり、農政課長から「現在、それぞれの基盤整備工区ごとに推進協議会等が設置されており、それぞれで事業等の実施に関する事項の検討審議が行われております。よって、今後は本推進協議会の機能は必要なく、同時に条例の策定はないものと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 80 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」であります。

委員より「料金を上げることで、逆に来訪者が減少し、収益が下がるということも想定され、例えば入場者の数が平常時の 7 割程度回復した時点で、条例改正を行った方がよいのでは。」との質疑があり、観光課長から「多額の復旧費用が発生し会計は赤字の状況です。以前の使用料金は他の施設と比較しても低料金であり、今回の上げ幅は大きく影響しないものと考えています。」との答弁があり、また、委員より「一定期間、料金を半額にする等のキャンペーンを行い、お客様の数が回復した時点で料金改定を行ってもよいのでは。」との意見があり、経済部長から「阿蘇火口は、火山ガスが発生すると立ち入り規制となります。必ず火口見学ができるのであれば、そのようなキャンペーンの検討も可能ですが、別の手法で何らかのキャンペーンができないか県と協議を進めているところです。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て討論が行われ、委員より「軽自動車、普通自動車それぞれの料金に差を付けることなく、一律 700 円での金額設定の方がよいと思われるので本改正案には反対します。」との反対討論がありました。また、別の委員より「他の観光施設の入場料等と比較しても、そんなに高い金額ではないと思われるので賛成します。」との賛成討論がありました。また、別の委員より「料金改正には賛成であるが、改定時期は料金値下げ等のキャンペーン期間を経た後の方が望ましいと思われるので反対します。」との反対討論がありました。

以上のことから挙手による採決を行った結果、可否同数となりましたので、委員長採決により、議案第 80 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 81 号「阿蘇市営住宅条例の一部改正について」であります。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 82 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。委員より「今回の被災宅地地盤調査事業補助金（復興基金創意工夫分）が、本予算に計上されるまでの過程を。」との質疑があり、土木部長から「当初、市独自で地質調査を検討していましたが、今年から文部科学省事業による調査を計画されていた学術者の専門チームがおられたので、お願いしたものであります。また、市が独自で調査を行うよりも、専門の方々に依頼した方が効率的な調査ができるという判断から、今回、予算化に至ったものです。調査内容に関しましては、専門チーム側の調査項目にプラスして、今後、地震が発生した際、地域にどのような影響を及ぼすか更に詳し

く調査する内容になっています。」との答弁があり、また、別の委員より「あくまで調査を行うための補助金なのか。」との質疑があり、住環境課長から「地域の方々が、今後の判断材料としていただくための情報提供も含んでいます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「市営住宅アスベスト含有量調査は、過去にも実施されていたが、なぜ、また、実施するのか。」との質疑があり、住宅係長から「以前の調査は室内の吹き付けに対して行い、アスベストは含まれていませんでした。今回、調査内容は、新たに熊本県から外壁塗装についての調査指示を受けて、市内 59 棟分を実施するものです。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。委員より「宅地耐震化推進事業補助金（大規模盛土造成地滑動崩落防止事業）の内容を詳細に。」との質疑があり、土木部長から「避難路から高さ 2m 以上等の基準があり、それらを満たし国庫補助に該当する事業になります。」との答弁があり、また、別の委員より「本事業の財源内訳を。」との質疑があり、建設課長から「事業費の 50% が国庫補助、残りの 50% に対して 80% が特別交付税で対応されるものです。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。委員より「攻めの園芸生産対策事業費補助金の内容を。」との質疑があり、農政課長から「単県事業で、県が 3 分の 1 以内、市が 6 分の 1 以内、合わせて事業費の 2 分 1 以内の支援として、かん水施設のトマト、花卉については、総事業費 105 万 6,000 円に対して、県が 29 万 3,000 円、市が 14 万 6,000 円となっています。また、二重カーテン、アスパラについては、556 万 5,000 円総事業費に対して、県が 154 万 5,000 円、市が 77 万 2,000 円補助するものです。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。委員より「はな阿蘇美の肥料、防腐剤等について 100 万円計上されているが、この内容は。」との質疑があり、まちづくり課長から「肥料と春先のバラの苗も含めた予算となっており、バラの苗を、1 株 2,000 円の 250 株の 50 万円、肥料、培土、殺虫殺菌の農薬関係で 50 万円、合計積算額 100 万円です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「フィールドミュージアム構想実践に関するガイドについての内容は。」との質疑があり、まちづくり課長から「ガイドに関しては、古き思い出を語ることができる地元牧野の方々にお願ひし、受講者が通常環境学習より少し楽しみがプラスされるようなガイド育成をこのプログラムを通じて検討したいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 83 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について（A S O 田園空間博物館総合案

内所)」、議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇駅前噴水広場)」、議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市農畜産物処理加工施設)」、議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市神楽苑)」、議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館)」、議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市森の体験交流施設)」、議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇市はな阿蘇美)」を一括議題として審査を行いました。

委員より「指定管理施設全体について、震災被害等あっているのか。」との質疑があり、経済部長から「幸い、施設全体に大きく被災したものはありません。」との答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇市はな阿蘇美の指定する団体の所在地等、内容確認をしたのか。」との質疑があり、まちづくり課長から「団体の所在地については、先日、確認しました。施設自体は古い施設でありましたが、電気、水道も接続されています。施設の使用については、先方に確認します。トマト収穫の繁忙期については施設を使用していますが、冬季は、その時期では無いので、ほとんど使用してない。」とのことでありました。また、「現在、はな阿蘇美敷地内のイチゴハウスを農政課から賃貸されており、その契約が波野支店という名称で契約していたので、同じ名称の方がよいのではと思われ、特段、他意はないということで聞いております。」との答弁がありました。また別の委員より「はな阿蘇美の指定先が決定した経過説明を。」との質疑があり、まちづくり課長から「選定前の経過については、募集要項の配布期間を 8 月 1 日から 8 月 31 日まで行い、9 月 29 日を募集締め切りとしています。この段階で、本施設に関しては 2 件の申込みがっております。10 月 2 日に選定委員会を開催し、委員会において、申請書類等に不備がないか確認しております。これが一次審査になります。この時点で、不備はありませんでしたので、2 件ともに審査を通過しています。その後、10 月 23 日に事業提案のプレゼンテーションを両社からいただいております。11 月 2 日に、1 つの申請者が辞退され、11 月 6 日に選定委員会を開催し、その中で選定をいたしております。選定の基準については、100 点満点を基準とし、審査項目が『施設の設置目的及び市が示した管理方法を理解しているか』、『平等な利用を図るための具体的な手法であるか』、『期待される効果が、生活弱者等への配慮をされているか』の項目があり、これらの配点が、10 点としています。また、『事業内容が公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか』、『施設管理の運営に係る経費として『事業の内容が管理にかかる経費の縮減等が図られるものであるか』等の配点が 20 点になります。そして、『事業計画に沿った管理を安定的に運営ができるものか、物的能力、人的能力を有しているか』、これを審査するの配点が 30 点としています。その他では、施設の設置目的を達成するために必要と認める事項として情報管理、公益性等、様々ありますが、合計が 100 点満点で設定しています。この審査項目を 6 名の審査委員が採点し、600 点満点で審査を行いますが、点数が 60%以上とならない場合は、たとえ 1 社申請であっても、認めないものとしています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「施設を返還する際の原状回復はどのように示しているのか。」との質疑があり、まちづくり課長から「原状回復等については、募集要項の基準に指定管理は指定期間が終了する 1 週間前までには原状回復すると示しており、また、指定管理は施設の備品、

物品維持管理を適切に行うという内容になっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「経営の安定に審査項目について説明を。」との質疑があり、まちづくり課長から「経営については、今回、中小企業診断士に入らせていただいています。専門となります診断士の意見を聞いた上での判断を行っています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経て討論を行いました。

委員より「議案第 95 号、公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）について、指定管理先となる法人の所在地を確認したが、あの場所を支店と明記する法人に決定することに反対します。」との反対討論がありました。

その後、採決を行い、議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について（A S O 田園空間博物館総合案内所）」、議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）」、議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）」、議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」、議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」、議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

反対討論があった議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」は、挙手による採決の結果、賛成多数となり、議案第 95 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 96 号「市道路線の廃止について」であります。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 97 号「市道路線の認定について」であります。

委員より「既存する道路は、民間の所有物であるが、そのまま寄附をいただいて、市道になるものか。」との質疑があり、建設課長から「先方に寄附をしていただき、阿蘇市の名義に変更します。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 99 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

農政課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第 1 号「住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い」であります。

委員より「陳情書内にある、平成 24 年の水害時は個人の嵩上げを行ったが、地震ではその対応がないとあるが、その違いは。」との質疑があり、土木部長から「嵩上げ事業は、河川管理者の責任義務として、河川から溢れる浸水区域の補償という形で今の事業に至っています。地震に関しましては、所有者の責任義務の範疇であると解釈され、国の補助事業の創設等は見送られたということでありました。そのような中、これに代わる何らかの救済を行う為に、県が復興基金を活用した被災宅地復旧支援事業が出されました。この事業は対象工事の施工に要した経費から 50 万円を控除した額の 3 分の 2 を支援するもので、事業費の上限額は 1,000

万円をとなっており、最大でおよそ 633 万円という内容です。このような被災復旧の支援としては復興基金事業を活用した復旧を進めていただく以外に方法がないという結論に至ったものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「先般、狩尾地区の地元説明会で専門の先生から、『建物の下部をベタ基礎にすると大丈夫です』という話がありましたが、復興基金事業は活用できるのか。」との質疑があり、住環境課長から「宅地復旧に関する補強や地盤改良などであれば可能です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「本復興基金事業は地元への説明は行っているのか。」との質疑があり、課長から「説明会等、その都度、説明を行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「既に復興基金を活用した復旧支援制度もあることから、地域の方々の願意はわかるが実現することは厳しいと思われ、趣旨採択が望ましい。」との意見がありました。

以上のような審議を経て採決を行った結果、陳情第 1 号は趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 82 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 99 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除き討論を行います。

討論はありませんか。

7 番、市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

議案第 80 号、阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正についてであります。料金を改正すること自体については何ら問題はないと思いますが、やはりまだ道路が開通もしていない、その場合に条例を改正する、道路の開通を見越しての改正という意図が見える以上、やはり時期を考慮すべきであるという観点から、今回は反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

13 番、五嶋義行君。

○13 番（五嶋義行君） 13 番、五嶋です。

議案第 80 号について、反対討論がありましたので、私は賛成の立場から討論したいと思います。

本件は提案理由にもありますように、阿蘇山公園道路の安定的な管理運営に資する財源確保のためとあります。事業の自主自立、受益者負担の原則をもって、加えて近隣の施設等を

考えて妥当な金額だと思いますので、この件に賛成いたします。これ以上、一般財源を持ち込むことがあまりないように願いたいと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

議案第 80 号以外の反対討論を受けたいと思います。

10 番議員、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 議案第 95 号に対しまして、反対討論を行いたいと思います。

委員長報告にありましたように、指定管理先となる法人の支店というところを見にいきましたけれども、廃屋を利用した作業後やという感じで、まずああいうところを支店とするような会社は私は認めることができないということで、反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5 番、園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番、園田でございます。

ただ今反対討論が出ましたので、賛成の立場として討論を行います。

現在の所在地についても、今、議員のほうからもお話がありましたが、委員長報告のほうに入っておりませんが、委員長のほうも直接はな阿蘇美の今やられております木之内農園のほうの村上社長とお話をされて、現在の南阿蘇村のほうの事務所が被災されて、現状が事務所としての機能がなされてないというところで、今後、波野のほうに事務所を移転したいというお話も聞いていると伺っております。また選定委員会、6 名いらっしゃる中にも、やはりちゃんとした中小企業診断士の方も入っております。とにかく施設を利用しないと、一般の家でもそうですけれども、やはり管理が行き届かないとだんだん朽ちていきます。市の方も、市民の方々も、大変心配になると思いますので、この指定の期間、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日まで、この間にしっかりと事業を行ってもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

議員に申し上げます。議案第 80 号、議案第 95 号以外の反対討論、賛成討論をお願いしたいと思っております。

15 番、古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 15 番、古澤です。

あんまり反対とは言いたくはありませんけれども、この議案第 95 号については反対いたします。理由といたしましては、やはり波野支店と申しますならば、正規の、ある程度の店構えとか、何か従業員がおって住民票を置いてあるとか、そういう形をしていただかなければおかしいかなと。中江区の区長さんにも連絡もなければ、地区の人も何も知りません。それと、トマトは、玉名の人がトマトをつくりませんかと誘致されて平成 32 年までは水がただですからどうぞということで使っているんですよ。ですから、その人が玉名に帰るのが大変だからということで晩に泊まっただけであって、この木之内農園さんがやっているわけではない。そういうことで、私としては地元の了解が得られないということで、反対いたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

10 番議員、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 10 番、大倉です。

この要望書について、討論を行います。趣旨採択となっておりますけれども、私はこの被災を受けられた方々の切実なる願いを少しでも市として聞いてあげたらどうかと思ひまして、これには採択という立場で反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 82 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 99 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 78 号「阿蘇市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 78 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号「阿蘇市担い手育成農地集積事業推進協議会設置条例の廃止について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 79 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 80 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 80 号は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 80 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号「阿蘇市営住宅条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 81 号は、委員長の報告のとおり決定

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 83 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号「公の施設の指定管理者の指定について（A S O 田園空間博物館総合案内所）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 89 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 89 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 90 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇駅前噴水広場）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 90 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 90 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 91 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農畜産物処理加工施設）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 91 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 91 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 92 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市神楽苑）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 92 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 92 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 93 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 93 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 94 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市森の体験交流施設）」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 94 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 95 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市はな阿蘇美）」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 95 号は起立により採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

よって、議案第 95 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 96 号「市道路線の廃止について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 96 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 96 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 97 号「市道路線の認定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 97 号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号「住宅基盤改良及び生活基盤の復旧のお願い」採決を行います。

本案の採決は、起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択であります。この陳情第1号を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 次に、陳情第1号は、趣旨採択とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、陳情第1号は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

以上で、議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第99号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」を除く案件について、討論、採決が終了しました。

これより、議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第82号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算」について採決を行います。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、議案第82号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第99号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第99号「平成29年度阿蘇市一般会計補正予算」について採決を行います。本案に対する経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、議案第99号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 発委第2号 道路事業予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書

○議長（藏原博敏君） 日程第2、発委第2号「道路事業予算の総額確保と道路財特法による補助率の嵩上げ措置の継続に関する意見書」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔朗読不要〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 本案に対する提出者より提案理由の説明を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） それでは、発委第2号、提出者の提案理由の説明を説明を行います。

提案理由といたしましては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率などが嵩上げされているが、この措置が終了する場合、地方の財政負担が増加し、道路整備の推進、老朽化対策はもとより、災害からの復旧・復興にも大きく影響することになることから、平成30年以降も継続されるよう国に求める必要があります。

議員各位におかれましては、本趣旨にご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由といたします。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第2号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。お疲れでした。

午前11時30分 散会